

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

皆野町長 黒澤栄則

市町村名 (市町村コード)	皆野町 (11362)
地域名 (地域内農業集落名)	国神区 (国神第4区・国神第5区・国神第6区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎的データ】

認定農業者4名(うち法人1名含む)。基本構想水準到達者2名。

主な作物:ぶどう、花き

【地域農業の現状及び課題】

- ・中心経営体だけで農地を担うのは難しい状況。
- ・5年後、10年後の方針ではなく、1年単位で検討する必要がある。
- ・まとまった畑では、新規1回限りの補助だけでは厳しい状況。継続や追加の補助を拡大が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・入作を希望する農業者の確保の為に、新規就農者相談や担い手育成塾等を用いて支援していく。
- ・農地利用は、認定農業者等中心経営体だけではなく、新規就農者と兼業農家と協力しながら担う。
- ・主要作物については地域の農業からぶどうや花きを中心として、生産等の支援を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者などの担い手及び新規就農者・兼業農家へ農地の集積・利活用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用のために情報発信に努め、継続的な活動を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では基盤整備事業の活用予定はないが、農業者等の意向や農地の現状を把握しながら、必要あれば検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
皆野町や埼玉県(秩父農林振興センター)、埼玉県農林公社、JA、農業委員会、関係団体などと連携しながら、経営体の確保・育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託については、地域の現状を把握しながら検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①国神地区ではイノシシやニホンジカなどの有害鳥獣による農作物被害の報告が多くあげられており、防護柵・電気柵の設置について補助金を交付して被害の軽減を図っている。農作物被害が拡大する前に早めの有害鳥獣被害対策を講じていく。